

大和市告示第74号

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)第9条の規定により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

大和市長 古谷田 力

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称  | やまと芸術文化ホール<br>大和市立図書館<br>大和市生涯学習センター<br>大和市屋内こども広場<br>大和市立中央林間図書館<br>大和市立渋谷図書館<br>大和市つきみ野学習センター<br>大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター<br>大和市桜丘学習センター<br>大和市渋谷学習センター |
| 2 指定管理者の名称  | やまとみらい  |
| 3 指定管理者の所在地 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号   |
| 4 指 定 期 間   | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  |